

令和元年度活動計画決定！

1. 近畿地方所有者不明土地連携協議会とは？

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の円滑な施行に向け、関係団体との連携、協力を通じて、地方公共団体に対する助言や人的支援を実施するため本年2月1日に設立された協議会です。

※構成員

国土交通省近畿地方整備局、法務省大阪法務局、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、日本行政書士会連合会、近畿地方協議会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、福井県不動産鑑定士協会、近畿弁護士会連合会、福井弁護士会、日本補償コンサルタント協会近畿支部



2. 令和元年度の活動計画を決定！

本年7月11日の第1回通常総会において、令和元年度活動計画が決定されました。

●二一ズ調査の実施

講習会を始めとした市町村への支援活動の参考とするため市町村担当者のご意見をお聞かせください。

8月2日（金）×切にて実施中。

●講習会の開催

市町村の職員の皆様に、所有者探索の方法や所有者が不明の場合の解決方法などの知識を深めて頂くことを目的に開催します。



府 県	日 付	場 所
福井県	調 整 中	
滋賀県	10月23日（水）	滋賀県合同庁舎
京都府	10月8日（火）	京都府職員福利厚生センター
大阪府	調 整 中	
兵庫県	10月4日（金）	兵庫県庁
奈良県	10月25日（金）	奈良県社会福祉総合センター
和歌山県	11月21日（木）	和歌山県庁

※ 上記は8月1日時点の予定です。

講演会終了後、協議会による 相談会 を行います。

所有者不明土地に関することや疑問などにお答えしますので、奮ってご参加ください。

●講演会の開催

学識経験者等の専門家やシンクタンク等の研究者を講師に迎え、所有者不明土地問題について講演を行います。12月初旬に大阪市内で開催を予定しています。

●所有者不明土地問題に関する広報活動

協議会設立にあたり、ホームページを開設しています。今後、所有者不明土地問題に関する情報をアップしていきたいと考えています。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/land/syoyuusyahumeitoti/o19a8v000001e0od.html>

3. 所有者不明土地問題に関する疑問にお答えします！

所有者不明土地問題に関して、市町村職員の皆様の疑問、質問を各府県の相談窓口にお寄せください。協議会構成員が連携し、疑問、質問にお答えします。

近畿地方所有者不明土地連携協議会 相談窓口 令和元年5月現在

機関名	所在地	担当部局	連絡先
福井県	910-8580 福井市大手三丁目17-1	土木部土木管理課 土地・利用管理グループ	TEL:0776-20-0469 FAX:0776-22-8164
滋賀県	520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1	土木交通部監理課 用地対策室	TEL:077-528-4123 FAX:077-528-4902
京都府	602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	建設交通部 用地課土地・収用担当	TEL:075-414-5231 FAX:075-432-2074
大阪府	540-8570 大阪市中央区大手前二丁目	都市整備部 用地課	TEL:06-6944-6799
兵庫県	650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	県土整備部土木局 用地課	TEL:078-362-9253 FAX:078-362-4377
奈良県	630-8501 奈良市登大路町30	県土マネジメント部 用地対策課	TEL:0742-27-7491 FAX:0742-27-8040
和歌山県	640-8585 和歌山市小松原通1-1	県土整備部県土整備政策局 用地対策課 収用調整班	TEL:073-441-3065 FAX:073-433-5573
事務局 国土交通省 近畿地方整備局	650-8586 大阪市中央区大手前1-5-44	用地部 用地企画課	TEL:06-6942-1141 FAX:06-6947-7240

4. 近畿地方整備局からのお知らせ！

所有者不明土地問題に関して地方整備局の職員を派遣します

所有者不明土地法第41条において、市町村長は地域福利増進事業、収用適格事業及び都市計画事業の実施の準備のため、その職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通省の職員の派遣を要請することができることとなっています。現在、市町村で取り組まれている事業において、土地所有者の確定に困っているようなことがあれば、お気軽にご相談ください。職員の派遣とまではいかない場合でも結構です。次の連絡先までご連絡ください。

※ 職員の派遣を要望される場合においては、派遣する職員の旅費等の費用を要請する地方公共団体に負担して頂くこととなっておりますのでご了承ください。

(職員派遣に関する連絡先)

近畿地方整備局用地部用地企画課支援係

☎ 06(6942)1141(代) E-mail kkr-syouchi@mlit.go.jp

別紙
様式1

職員派遣要請書

国土交通省 令和○年○月○日
近畿地方整備局長 殿

(市町村長) 印

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第57条の規定に基づき、地域福利増進事業等の実施の準備のため職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があることから、貴局に所属する職員の派遣を下記のとおり要請します。

記

1. 事業の種類及び内容
2. 派遣を要請する理由
3. その他職員の派遣について必要な事項
4. 問合せ先

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 「事業の種類」は地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業の別を、「事業の内容」は事業により整備する施設の種別等を記載するものとする。
3. 「派遣を要請する理由」は、土地所有者等の探索に当たって生じている支障や習得させる必要がある知識を具体的に記載するものとする。
4. 「その他職員の派遣について必要な事項」は、派遣を希望する時期及び期間、専門的な知識を習得させる職員の部署及び人数、職員派遣に係る旅費等の費用を地方公共団体が負担する等を記載するものとする。

お問い合わせ

近畿地方所有者不明土地連携協議会 事務局

(近畿地方整備局 用地部 用地企画課)

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館

☎ 06(6942)1141(代)

E-mail kkr-syouchi@mlit.go.jp